

防府市一次産業拠点整備 基本設計・実施設計業務委託に関する  
公募型プロポーザル実施要領（案）

## 1 目的

防府市は、「道の駅潮彩市場防府」「水産市場（山口県漁業協同組合）」のあるエリア（別記 1 位置図のとおり、以下「潮彩エリア」という。）に防府市公設青果物地方卸売市場（以下「現青果市場」という。）を移転し、水産市場・青果市場・潮彩市場が一体となった、一次産業拠点の整備を進めていくに当たり、現青果市場の現状や課題を整理し、青果市場の移転整備に当たってのコンセプトや規模、ゾーニング等の基本的な方向性を定め、今後の青果市場の在り方を示すものとして、令和 7 年 1 2 月に「青果市場の移転に向けた基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定した。

この実施要領に定める防府市一次産業拠点整備基本設計・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）は、基本構想で示す一次産業拠点整備に関する基本設計・実施設計業務を委託するに当たり、技術提案等を求め、その内容及び能力等を総合的に比較検討して最も適した設計業者を選定することを目的として実施するものである。

## 2 業務概要

### （1）業務名

防府市一次産業拠点整備基本設計・実施設計業務委託

### （2）業務内容

防府市一次産業拠点整備に関する基本設計及び実施設計等（詳細は「防府市一次産業拠点整備基本設計・実施設計業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）による。）

### （3）業務の履行期限

契約締結日から令和 9 年 7 月 3 0 日まで

※ 建築基本設計は、令和 8 年 1 2 月 2 8 日まで

### （4）契約限度額

2 か年総額 1 6 4, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（参考）令和 8 年度支払上限額 基本設計業務委託 4 4, 0 0 0 千円  
（地質調査含む）

令和 9 年度支払上限額 実施設計業務委託 1 2 0, 0 0 0 千円

### （5）発注者

防府市長

### （6）支払い

受託者は、各業務（基本設計・実施設計）の履行後に当該業務の委託料を発注者に請求し、発注者は、これを支払うものとする。

### 3 選定方針

#### (1) 審査方式

最優秀提案者の選定は、二段階審査方式で行う。

#### (2) 審査主体

防府市一次産業拠点整備基本設計・実施設計業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査及び評価を行う。

#### (3) 一次審査

参加表明書等の内容について、選定委員会事務局で書類審査・評価を行い、上位5者まで選定する。

#### (4) 二次審査

一次審査で選定された者について、技術提案書等の内容とヒアリングによる選定委員会の評価を踏まえ、最優秀提案者1者及び優秀提案者（次点者）1者を選定する。

#### (5) 次点者の繰上げ

最優秀提案者等が契約締結を行わない場合、また、契約までに参加資格を喪失した場合は、次点者の繰上げを行う。

#### (6) その他

選定委員会の委員については、最優秀提案者等の選定後に市ホームページで公開する。

### 4 参加資格及び条件

#### (1) 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する単体企業とする。

ア 建築関係建設コンサルタント業務及び土木関係建設コンサルタント業務で、令和7・8年度防府市測量・建設コンサルタント等入札参加有資格者名簿に登録があること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者又は同条第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所として登録を受けていること。

エ 本実施要領の公表時点から契約締結日までの間において、防府市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

オ 国税及び防府市税の滞納がないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

キ 防府市暴力団排除条例（平成２３年防府市条例第２１号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、同条第１号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（２）参加条件

「４（１）参加資格」を満たしていることのほか、平成１８年４月１日以降に市場又は道の駅の整備（新築、増築、改築の対象延床面積１，０００㎡以上のものに限る。）に係る建築設計業務を元請けとして履行した実績を有する者であること。

※市場とは、卸売市場法（昭和４６年法律第３５号）第２条で定められた卸売市場を、道の駅とは、国土交通省に道の駅として登録されている施設をいう。以下同じ。

５ 実施スケジュール（予定）

|      | 項 目                      | 日 程（令和８年）                       |
|------|--------------------------|---------------------------------|
| 一次審査 | 実施要領等の公表                 | ４月１４日（火）～５月１３日（水）正午             |
|      | 参加表明書等提出に関する質問書の受付期間     | ４月１４日（火）～４月２１日（火）               |
|      | 質問書の最終回答日                | ４月２３日（木）                        |
|      | 参加表明書等の提出期間              | ４月１４日（火）～５月１３日（水）正午             |
|      | 一次審査                     | ５月１４日（木）                        |
|      | 一次審査の結果通知                | ５月１５日（金）までに発送<br>※ 発送日に電子メールを送信 |
| 二次審査 | 技術提案書等に関する質問書の受付期間       | ５月１８日（月）～５月２５日（月）               |
|      | 現場説明会                    | ５月２１日（木）                        |
|      | 質問書の最終回答日                | ５月２９日（金）                        |
|      | 技術提案書等の提出期間              | ５月１８日（月）～６月１６日（火）               |
|      | 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリングの実施） | ６月２３日（火）までに実施                   |
|      | 二次審査結果通知                 | ６月下旬頃に発送                        |

６ 配置予定技術者の条件

配置予定技術者は、令和８年４月１日時点で当該事務所又は再委託先の協力事務所と直接的かつ恒常的に３か月以上の雇用関係を有しており、下記の条件を満たす者各１名（一部兼務可）とする。ただし、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の協力事務所が本実施要領「４（１）参加資格」のイ、エからキまでを満たすこと。

(1) 統括責任者

- ア 業務を円滑に進めるため、全体業務を統括的に管理する統括責任者を選任すること。
- イ 統括責任者は、建築の管理技術者を兼任することができる。
- ウ 統括責任者は、一級建築士の登録を受けている者であること。

(2) 管理技術者（建築）

- ア 一級建築士であること。
- イ 参加者の組織に所属していること。
- ウ 建築（意匠）主任技術者のみを兼務することができる。

(3) 建築（意匠）主任技術者

- ア 一級建築士であること。
- イ 参加者の組織に所属していること。
- ウ 管理技術者と兼務することはできるが、他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。

(4) 建築（構造）主任技術者

- ア 協力事務所に再委託することができる。
- イ 建築（意匠）主任技術者を除いて、他の分担業務分野の主任担当技術者と兼任することができる。

(5) 電気設備主任技術者

- ア 協力事務所に再委託することができる。
- イ 建築（意匠）主任技術者を除いて、他の分担業務分野の主任担当技術者と兼任することができる。

(6) 機械設備主任技術者

- ア 協力事務所に再委託することができる。
- イ 建築（意匠）主任技術者を除いて、他の分担業務分野の主任担当技術者と兼任することができる。

※主任技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※分担業務分野の分類は、次表による。

| 分担業務分野 | 業務内容                                           |
|--------|------------------------------------------------|
| 建築（意匠） | 令和7年国土交通省告示第8号別添一第1項第一号において示される「設計の種類」における「総合」 |
| 建築（構造） | 同上「構造」                                         |
| 電気設備   | 同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの                          |
| 機械設備   | 同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの      |

## 7 実施要領等の配布

### (1) 配布資料

- ・防府市一次産業拠点整備基本設計・実施設計業務委託に関するプロポーザル実施要領
- ・防府市一次産業拠点整備基本設計・実施設計業務委託特記仕様書
- ・防府市一次産業拠点整備基本設計・実施設計業務委託に関するプロポーザル審査要領
- ・基本構想

### (2) 配布方法

防府市産業振興部農林水産振興課のホームページからダウンロードすること。

(<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/22/〇〇〇〇.html>)

### (3) 配布期間

配布期間は「5 実施スケジュール」を参照すること。

## 8 担当部署（提出先）

（防府市一次産業拠点整備基本設計・実施設計業務委託候補者選定委員会事務局）

防府市 産業振興部 農林水産振興課

〒747-8501 山口県防府市寿町7番1号（防府市役所本館5階）

開庁（対応可能）時間：土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

担 当：種田

電 話：0835-25-2301（直通）

F A X：0835-22-4796

E-mail：nshinko@city.hofu.yamaguchi.jp

## 9 参加表明書等の提出及び評価基準（一次審査）

### （1）提出書類

次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

| 提出書類 |                     | 部数                  | 添付書類等                                                                     |
|------|---------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 様式 1 | 参加表明書               | 1 部                 |                                                                           |
| 様式 2 | 業務実施体制表             | 1 部                 | ・ 会社概要、パンフレット等<br>・ 建築士事務所登録の写し                                           |
| 様式 3 | 業務実績調書              | 実績各 1 部<br>(最大 3 件) | ・ 実績の内容が確認できる書類                                                           |
| 様式 4 | 予定技術者調書（建築）         | 技術者各 1 部            |                                                                           |
| 様式 5 | 予定協力者調書             | 必要時のみ               |                                                                           |
| —    | 国税及び防府市税の滞納がないことの証明 | 1 部                 | ・ 発行後 3 か月以内（写し可）<br>・ 国税（未納の税額のないことの証明：納税証明書その 3 の 3）<br>・ 市税：滞納のないことの証明 |

### （2）提出方法

#### ア 提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送（一般書留又は簡易書留は可、宅配便は不可）とする。郵送の場合は、提出期間中に必着とする。

#### イ 提出期間

提出期間は「5 実施スケジュール」を参照すること。

#### ウ 提出先及び対応可能時間

「8 担当部署」を参照し、郵送の場合、「プロボ参加表明書類」と記載すること。

#### エ 提出書類の受領確認

受領時に参加表明書（様式 1）に、防府市農林水産振興課の收受印を押印し、その写しを交付（郵送の場合は、押印後にスキャンしたものをメール）する。

なお、郵送の場合で、不達及び遅配を原因とする参加者の不利益に対して当市は責任を負わないものとし、参加者において配達完了を確認する等の対策を講じること。

### （3）提出書類の記入上の留意事項

#### ア 業務実績調書（様式 3）

「4（2）参加条件」に該当する市場又は道の駅の実績について、主なものを 3 件まで記入すること。業務実績は 1 件につき 1 枚作成の上、「No.」欄に通し番号を振ること。

なお、市場の設計実績がある場合は、優先して記入すること。

**添付書類** 各 1 部

・ 実績の内容が確認できる書類（契約書の写し、施設の概要が確認できる図面等）

イ 予定技術者調書（様式４）

業務実施体制表（様式２）の予定技術者欄に記載した技術者ごとに１枚作成すること。

建築ＣＰＤ取得単位は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの期間に取得した単位とする。

業務実績として記載できるものは、平成２８年４月１日から本プロポーザルの募集開始までの間に完了した建築物の設計に関する業務とし、技術者１名につき最大３件までとする。なお、市場の設計実績がある場合は、優先して記入すること。

参加表明書提出時点の手持ち業務が４件以上ある場合は、規模（事業費、面積等）の大きいものから３件まで記入すること。

**添付書類** 各１部

- ・管理技術者の雇用状況（雇用主、３か月以上の雇用期間等）が確認できる書類
- ・保有する資格を証する書類
- ・定期講習の受講が確認できる書類
- ・建築ＣＰＤ運営会議が発行する実績証明書
- ・業務実績の内容（発注者、面積、用途、担当業務）を確認できるもの

ウ 予定協力者調書（様式５）

他の業者等の協力を得て業務を実施する予定の場合は、協力者の概要と協力業務の内容について記入すること。

（４）参加表明書等に関する質問の受付及び回答

質問は、参加表明書等の作成及び提出に関する事項（一次審査）に限るものとし、次のとおりとする。なお、特記仕様書に関する質問については、二次審査に際して実施する。

ア 質問の方法

質問書（様式６）に記入し、電子メールによる提出とする。

イ 受付期限

「５ 実施スケジュール」を参照すること。

ウ 提出先

「８ 担当部署」を参照すること。メールタイトルは、「【質問】一次産業拠点整備プロポ一次」とし、誤送信等防止のため、メール送信後に電話で着信確認すること。

エ 質問に対する回答

質問に対する回答は、「５ 実施スケジュール」で示す期限までに質問者を伏せて市ホームページ上で公表する。なお、回答内容は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

（５）審査

別添の「防府市一次産業拠点整備基本設計・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）による。

第一次審査の結果は、参加者全員に電子メール及び郵送で通知するものとし、結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。

## 10 技術提案書等の提出及び評価基準（二次審査）

### （1）提出書類

技術提案書等の提出者は、一次審査で選定された者とし、次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

| 提出書類 |               | 部数                                                           |
|------|---------------|--------------------------------------------------------------|
| 様式7  | 技術提案書         | 1部                                                           |
| 様式8  | 業務実施方針・工程表    | ・ 正本 1部（参加者名等有り）<br>・ 副本 12部（参加者名が特定される表現【名称、ロゴ、サイン等】の記載は禁止） |
| 様式9  | 評価テーマに対する技術提案 |                                                              |
| 様式自由 | 見積書           | 1部                                                           |

### （2）提出方法

#### ア 提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送（一般書留又は簡易書留は可、宅配便は不可）とする。郵送の場合は、提出期間中に必着とする。

#### イ 提出期間

提出期間は「5 実施スケジュール」を参照すること。

#### ウ 提出先及び対応可能時間

「8 担当部署」を参照し、郵送の場合、「プロポ技術提案書類」と記載すること。

#### エ 提出書類の受領確認

受領時に技術提案書（様式7）に、防府市農林水産振興課の收受印を押印し、その写しを交付（郵送の場合は、押印後にスキャンしたものをメール）する。

なお、郵送の場合で、不達及び遅配を原因とする参加者の不利益に対して当市は責任を負わないものとし、参加者において配達完了を確認する等の対策を講じること。

### （3）評価テーマ

技術提案書（様式7）作成上での評価テーマについては、「7（1）配布資料」を参照し、以下の3点とする。

- ア 一次産業拠点としての市場と道の駅の運営に当たり、安全・安心な人と車両の動線区分、雨天時に卸売場棟と店舗棟を快適に移動できる施設整備の考え方

イ 卸売場棟の模様替部分について、既存主要構造部に負荷を与えない青果物及び設備に対する潮風対策（壁の設置及び換気等）に関する施設整備の考え方

ウ HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理について、市場開設者のコストダウンが図られる施設整備の考え方

#### (4) 提出書類の記入上の留意事項

次のアとイの書類について、正本1部はクリップ止めとし、副本12部は、1冊子（綴順は、ア・イの順に左側綴じ、片袖折りで、右下に通し番号【ページ】を付すこと。）に綴って提出すること。なお、文字は10.5ポイント以上で作成すること。

##### ア 業務実施方針・工程表（様式8）

- ・以下の（ア）から（エ）について、実施方針等を記入すること。

（ア）担当技術者の編成やバックアップ体制等

（イ）整備工事の工程表とその管理手法

基本構想の24ページ「7 スケジュール」を踏まえたものとし、潮彩エリア内の事業者の営業を極力妨げない工程とすること。

（ウ）コスト削減、工期短縮の取組

（エ）その他（取組意欲、発注者を支援する姿勢、独自提案等）

- ・副本12部は、参加者名が特定される内容は記載せず、参加者名を表示する場合は、一次審査の結果通知時に連絡する参加者記号を記載すること。
- ・A3版横片面2枚以内とすること。
- ・様式の右上部に「業務実施方針・工程表」と記入すること。

##### イ 評価テーマに対する技術提案（様式9）

- ・本業務を実施するに当たって、評価テーマに対する方向性や考え方を簡潔に記載すること。
- ・評価テーマに対応した設計の基本的な姿勢や基本方針、設計を進める上で重視する事項及びアピール事項等について記載すること。
- ・提案に当たり視覚的表現による補足が適当と考えられる内容については、その内容を表すのに相応しい適切なイメージ図、模式図、写真等による表現を認める。ただし、技術提案における視覚的表現の許容範囲については、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課のホームページに掲載されている「建築設計業務委託の進め方（平成30年5月）」本文のP49～53に準ずるものとする。
- ・副本12部は、参加者名が特定される内容は記載せず、参加者名を表示する場合は、一次審査の結果通知時に連絡する参加者記号を記載すること。
- ・A3版横片面6枚以内とすること。
- ・様式の右上部に「評価テーマに対する技術提案」と記入すること。

##### ウ 見積書（様式自由） ※代表取締役印を押印

- ・本業務に係る見積書を作成（A4版縦）すること。
- ・見積書記載金額は、本業務の総額（税抜）、消費税額（地方消費税を含む）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を記載すること。
- ・業務別（基本設計・実施設計・地質調査の経費は必ず区分）、経費別の内訳が分かるように表示すること。
- ・様式自由、右上部に「見積書」と記入すること。

(5) 技術提案書等及び特記仕様書に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問書(様式6)に記入し、電子メールによる提出とする。

イ 受付期限

「5 実施スケジュール」を参照すること。

ウ 提出先

「8 担当部署」を参照すること。メールタイトルは、「【質問】一次産業拠点整備  
プロポ二次」とし、誤送信等防止のため、メール送信後に電話で着信確認すること。

エ 質問に対する回答

質問に対する回答は、「5 実施スケジュール」で示す期限までに質問者を伏せて市  
ホームページ上で公表する。なお、回答内容は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

(6) 現場説明会【実施日：令和8年5月21日(木)】

二次審査の参加者に現場説明会を実施する。現場説明会は、参加者ごとに時間帯を区切  
って行い、質問・意見等は一切受け付けない。なお、時間帯は、一次審査の結果通知時に  
連絡する。

(7) プレゼンテーション等及び審査

別添の「審査要領」及び「5 実施スケジュール」に基づき、プレゼンテーション等  
を実施し、最優秀提案者及び優秀提案者(次点者)を選定する。なお、会場、開始時間、方  
法等については、一次審査の結果通知時に連絡するものとし、参加者は予定管理技術者  
を含めた3名までとする。

1 1 審査及び評価結果の公表及び通知

- (1) 参加表明書等の提出者が1者であったとしても、一次審査及び二次審査を行う。
- (2) 一次審査については参加表明書等を提出した全ての参加者に、二次審査については技術  
提案書等を提出した全ての参加者に対し、書面及びメールで結果を通知する。
- (3) 一次審査及び二次審査の結果は、本プロポーザル手続完了後に市ホームページで公表す  
る。

1 2 契約の締結

(1) 契約者の決定

選定委員会が選定した最優秀提案者(優先交渉権者)と協議し、地方自治法第234条  
に定める随意契約により速やかに契約手続を進めるものとする。

なお、最優秀提案者(優先交渉権者)が応募資格を満たさないと判明した場合又はその  
他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の優秀提案者(次点者)と  
交渉するものとする。

(2) 契約金額

契約金額は、提案された見積書(様式自由)の金額以内とする。

(3) 契約書

防府市産業振興部農林水産振興課作成の契約書による。

(4) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

ただし、防府市財務規則第113条に規定する担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、防府市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、又は、過去2年間に国、地方公共団体等と、本実施要領「2 業務概要」に掲げる事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金の納付を免除する。

1.3 失格

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とすることがある。

- (1) 提出書類等が本実施要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類等が本実施要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 虚偽の内容が記入されている場合
- (4) 見積書に記載された金額（税込）が「2（4）契約限度額」を上回った場合
- (5) 選定委員会委員及び事務局関係者に不当な働きかけをした場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (7) 本実施要領「4 参加資格及び条件」及び「6 配置予定技術者の条件」を満たさなくなった場合
- (8) その他、本実施要領に違反すると認められた場合

1.4 その他

- (1) 参加表明書等の提出をした者が、本プロポーザルを辞退する場合は、速やかに書面（様式自由）により、「8 担当部署」まで持参又は郵送すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。
- (2) 本プロポーザルに要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (4) 提出書類の不備・不足については、市から指示のあった場合に限り、指示された翌営業日までに提出すること。なお、その後の提出書類の差替え及び再提出は原則として認めない。また、本業務の実施に当たっては、提出書類に記入した配置予定の管理技術者及び主任技術者を原則として変更することはできない。ただし、傷病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を市から得るものとする。
- (5) 提出書類の取扱い
  - ア 提出書類は全て返却しない。

イ 提出書類は、本プロポーザル審査を行う作業に必要な場合、市議会等への説明としての使用及び本プロポーザルに関する記録とする場合は、必要な範囲において、複製を作成することがある。

ウ 当市は、契約締結に至った参加者の提出書類のうち必要と認めるものについては、市のホームページ等において公開できるものとする。この場合において、市から求めがある場合には、参加者は当該資料の電子データを提供するものとする。

エ 提出書類の内容に含まれる著作権は、それぞれの参加者に帰属するものとするが、審査の公表及びその他当市が必要と認める場合は、当市はこれが無償で利用できるものとする。

オ 副本を複写で作成する場合、カラーでしか詳細を判別できない箇所は、カラーで複写すること。

カ 提出書類の作成に用いる単位は、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位に限る。

（６）参加者は、本プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報その他、一般の閲覧に供する場合は、「８ 担当部署」の承諾を得ること。

（７）審査書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じる事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。

（８）第二次審査において選定された技術提案書の提案内容が、必ずしも実際の設計に採用されるとは限らない。

（９）以下の者は、本業務に係る建物本体及び附帯する土木工事の建設工事の受注資格を喪失する。

ア 本業務委託を受託した者

イ 本業務に配置される主任担当技術者が所属する協力者

ウ 上記のア及びイと資本面・人事面において関連があると認められた者

（１０）提案書類の作成、提出、ヒアリング及びこれらに関する事項につき、故意又は過失のいかんを問わず、参加者が第三者に損害を生じさせた場合、当市は一切これを補償しない。

（１１）参加者の提出書類は、防府市情報公開条例の対象となり、同条例第６条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、公開される場合がある。

（１２）誤字、脱字、誤植その他の原因により、本実施要領及び資料の各条項間で矛盾が生じている又は誤解を招くおそれがあると考えられる場合は、速やかに「８ 担当部署」へ申し出てください。